

仕様書等の訂正について

令和 8 年 1 月 20 日付けで公告を行った「登別温泉地区流域別調査業務」について、仕様書等を下記のとおり訂正します。

1. 特記仕様書

【正】

3. 旅費交通費等の取扱い

(1) 本業務は、当初設計において旅費交通費及び技術者の基準日額は計上していない。

旅費交通費等は、「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領の制定について」（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 林整計第 367 号林野庁森林整備部長通知）（以下「旅費交通費要領」という。）に基づき設計変更により計上するものとし、受注者は、滞在又は滞在と通勤が混在する場合、設計変更時点までに、宿泊実績報告書（様式 1）、実際に支払った証拠書類（領収書等）及び通勤実績報告書（様式 2）を監督職員に提出するものとする。

なお、宿泊実績報告書、証拠書類及び通勤実績報告書の提出時期については、監督職員と協議の上、決定するものとする。

(2) 宿泊実績報告書（様式 1）、通勤実績報告書（様式 2）の掲載箇所（北海道森林管理局 HP）

[北海道森林管理局＞契約約款・仕様書・申請書等＞治山林道共通](#)

【誤】

3. 滞在して業務を行う場合の旅費交通費の取扱い

(1) 宿泊費及び宿泊手当は、原則として「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領の制定について」（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 林整計第 367 号林野庁森林整備部長通知）（以下「旅費交通費要領」という。）5（2）により滞在に区分される場合において、同要領 5（3）②により設計変更するものとし、設計変更時点までに宿泊実績報告書（様式 1）及び実際に支払った証明書類（領収書等）を監督職員に提出するものとする。

なお、宿泊実績報告書及び証明書類の提出期限については、監督職員と協議の上、決定するものとする。

(2) 宿泊実績報告書（様式 1）の掲載箇所（北海道森林管理局 HP）

[北海道森林管理局＞契約約款・仕様書・申請書等＞治山林道共通](#)

2. 業務現場説明書

【正】

4. 経費条件

補 正 区 分	補 正 内 容	備 考
電子成果品作成費計上区分	その他設計業務	
安全費	計上しない	

【誤】

4. 経費条件

補 正 区 分	補 正 内 容	備 考
電子成果品作成費計上区分	計上する	治山林道:設計・計画作成等
安全費	計上しない	

令和8年1月26日

分任支出負担行為担当官

後志森林管理署長 新井田 和彦